

福山市建設工事優良成績者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注した建設工事（以下「工事」という。）のうち、優秀な工事成績をもって完成した者を表彰することにより、適正な施工と技術の向上を図るとともに、優れた品質の調達に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、市が発注した工事について、優秀な工事成績で完成した建設業者及び当該工事に配置されていた技術者を、当該工事の完成検査を実施した年度の翌年度に表彰するものとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、表彰年度の前年度に完成した請負金額500万円以上の工事（共同企業体を構成して施工した工事については、出資比率が20%以上である場合に限る。）で、当該工事の工事成績の評定点が85点以上の工事ごとに、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

(1) 次のアからウまでに該当する建設業者（元請負人に限る。）

ア 福山市建設工事等競争入札参加資格を有する者であること。

イ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に定める主たる営業所を福山市内に有する者であること。

ウ 表彰年度の前年度に完成した請負金額500万円以上の工事で、技術検査課が実施した完成検査の実績が2件以上ある者であること。なお、共同企業体を構成して施工した工事においては、出資比率20%以上の場合に実績として認めるものとする。

(2) 次のア及びイに該当する技術者

ア 前号の建設業者が施工した表彰の対象となる工事について、全工事期間にわたって配置されていた主任技術者又は監理技術者であること。

イ 表彰の日において、前号の建設業者に所属している者であること。

(欠格事項)

第4条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、表彰を行わない。

(1) 表彰年度の前年度当初から表彰の日までの間において、福山市建設工事等指名除外基準要綱に基づく指名除外若しくは指名留保の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである建設業者及び当該建設業者に所属する技術者

(2) 表彰年度の前年度に完成したすべての工事のうち、工事成績の評定点が65点未満

となった工事がある建設業者及び当該工事に配置されていた主任技術者又は監理技術者

(3) その他表彰することが不相当であると認められる者

(表彰審査委員会)

第5条 第2条の規定による表彰について、その可否を審査するため、福山市建設業者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長及び委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員長は、審査において必要があると認めるときは福山市工事成績評定要綱第3条の規定に基づき工事成績の評定者に出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(表彰する者の決定)

第6条 市長は、表彰の対象となる者について、表彰審査委員会が行う審査の結果に基づき、表彰する者を決定する。

(事務局)

第7条 表彰審査委員会の事務は、建設局建設管理部建設政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

2 この要綱に定める表彰年度は、2007年度（平成19年度）以降とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条及び第4条の規定は、2011年度（平成23年度）における評価の結果に基づく2012年度（平成24年度）の措置から適用し、2010年度（平成22年度）における評価の結果に基づく2011年度（平成23年度）の措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

別表第1

区 分	職 名
委 員 長	建 設 局 長
委 員	建 設 管 理 部 長
	土 木 部 長
	農 林 土 木 担 当 部 長
	都 市 部 長
	建 築 部 長
	建設管理部建設政策課契約担当課長
	建設管理部技術検査課長